

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例（小規模保育事業A型分抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 町長は、島本町子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等）

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等は、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（暴力団の排除）

第7条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる者であってはならない。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- （2） 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- （3） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、島本町暴力団排除条例施行規則（平成26年島本町規則第12号）第3条に規定する暴力団密接関係者

（保育所等との連携）

第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- （2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提

供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

（平30条例22・一部改正）

（非常災害対策）

- 第9条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設け、及び災害対策に関する具体的な計画を作成して、不断の注意を払うとともに、訓練を行うように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

（職員の一般的要件）

- 第10条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（平30条例22・一部改正）

（職員の知識及び技能の向上等）

- 第11条 家庭的保育事業所等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）

- 第12条 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年

法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第16条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第17条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対し、家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。)内で調理する方法(第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により、食事を提供しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に食事を提供するに当たっては、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養

量を含むものでなければならない。

- 3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第18条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。この条において同じ。）は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- （1） 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - （2） 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - （3） 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。
 - （4） 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー及びアトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
 - （5） 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。
- （1） 連携施設
 - （2） 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - （3） 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する

義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う場合に限る。）

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー及びアトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等並びに利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができる者として町長が適当と認めるもの（第26条に規定する家庭的保育事業者が第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第25条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（平30条例22・一部改正）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第19条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断並びに定期及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める健康診断に準じて行わなければならない。この場合において、定期の健康診断は、少なくとも1年に2回行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

- 3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に勧告しなければならない。

- 4 家庭的保育事業所等の職員の健康診断を実施するに当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について、注意を払わなければならない。

（運営規程）

第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
(2) 提供する保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類及びその額並びに支払を求める理由
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(台帳等の整備)

第21条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第22条 家庭的保育事業所等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育について、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る本町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第30条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又

は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限

		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防火性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（平28条例18・一部改正）

（職員）

第31条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね4人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (5) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（平28条例18・一部改正）

（準用）

第32条 第26条から第28条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第32条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。